

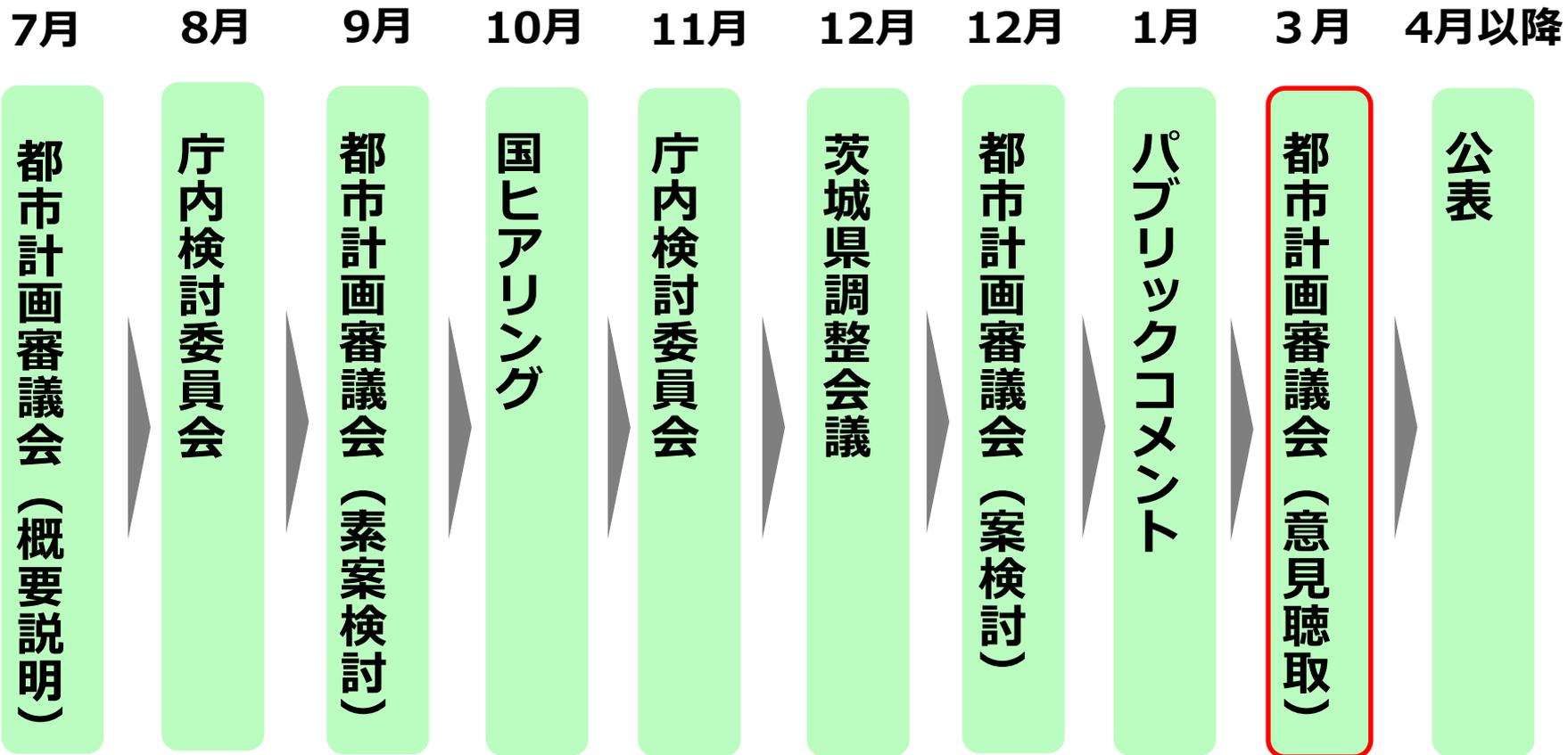
令和4年度第四回都市計画審議会

立地適正化計画の改定について

令和5年3月27日



改定スケジュール





パブリックコメントの実施

立地適正化計画の改定に当たり、市民の皆様からご意見を頂くため、パブリックコメントを下記のとおり実施しました。

【案の公表期間及び意見募集期間】

令和5年1月16日（月）～令和5年2月15日（水）

【案の入手方法】

ホームページ、市役所、保健センター、文化会館、各公民館

【意見を提出できる方】

守谷市内に住所がある方

守谷市内に事務所又は事業所がある方及び法人や団体

守谷市内の事務所又は事業所に勤務している方

守谷市内の学校に在学している方

守谷市内に対し納税義務がある方及び法人や団体

【意見提出者数】

3名（8件）



パブリックコメントの公表案

第3回都市計画審議会でのご意見を踏まえまして、下記の赤字部分を追加してパブリックコメントを実施しております。

第7章 防災指針

4. 目標値

全体方針① 防災関連施設等の整備や管理の推進

対象	指標	概要	実施	目標値（年）	
				2022	2035
避難所である市内 小・中学校の体育館 空調整備	空調設備が整備された体育館の箇所数	避難所に指定されている市内の小・中学校について停電時においても使用できる空調設備を整備	市	6箇所	13箇所
緊急輸送道路の 橋梁耐震化	橋梁耐震化率	地震による橋梁の倒壊を防止するため、橋梁の耐震化・長寿命化を促進	市	75%	100%
居住誘導区域内の 都市計画道路の整備	都市計画道路の整備率	災害時に迅速かつ安全な避難や救護等を行うため、都市計画道路を整備	市	89.7%	100%



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

終電などで守谷駅に着いた際にタクシー待ちの人が20人程度いることが多く、待ち時間が長い状態である。都心からの移住者を加速するには、夜間交通（バス、タクシー）の不便さを解消することが必要だと感じる。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

第6章の公共交通に係る施策において「守谷市地域公共交通網形成計画」に即して公共交通網の維持改善を図ることについて記載しており、ご意見の内容を含んでおります。



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

駅の近くに21時、22時まで空いているスーパーマーケットがあれば、利用しやすくなるため、駅周辺の利便性向上を求める。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

行政、福祉、子育て支援、医療、商業などの施設を誘導する都市機能誘導区域を、守谷駅及び新守谷駅周辺に設定しており、利便性向上を目指しております。南守谷駅周辺については、今後の市街化の動向に合わせて位置付けを検討します。



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

美術館などに訪れる際には、都内まで移動する必要があるもので、街の更なる魅力向上のため、美術館の新設があれば良いと思う。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

守谷駅周辺の都市機能誘導区域については、美術館などを誘導する施設として位置付けており、ご意見の内容を含んでおります。



ご意見と市の考え方（案）

まほろばのまち 夢彩都

ご意見

新守谷駅周辺を「都市機能を誘導すべき拠点」と改定する案に反対する。

守谷駅周辺が高次都市機能の導入を実現していない現状で、新たに拠点を増やすことは「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに反する。まず、守谷駅周辺を魅力ある拠点とするように集中して推進すべきである。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

コンパクト・プラス・ネットワークは、主要な拠点に全てを集約させるという一極集中の考え方ではなく、生活拠点なども含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すものであるため、新守谷駅周辺を都市機能誘導区域に含めております。



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

新守谷駅周辺と同じ副次拠点の南守谷駅は取り上げないのか。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

新守谷駅周辺は、新たに複合系土地利用を図る区域として、土地区画整理事業が検討されているため、都市機能誘導区域に追加しております。南守谷駅周辺については、今後の市街化の動向に合わせて位置付けを検討します。



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

第2章「守谷市の現状と課題」、第3章「まちづくりの基本方針」のデータ更新を行い、新守谷駅周辺を都市機能誘導区域とする必要性・根拠を明確にすべき。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

本計画の目標年次は令和17年であり、第2章の基礎データを変更すると、評価が困難になるため更新を行っていません。第3章では、新守谷駅周辺が副次拠点であることや市街化区域編入があること、計画的な整備が進んでいることを記載しており、必要性・根拠が記載されていると考えます。



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

まちづくりの取組方針として、災害リスクの高い地域での建築禁止や転居促進などの具体策も示す必要があるのではないかと。

市の考え方（案）

原案どおりとします。

本計画では居住誘導区域内における災害リスクの分析を行い、その分析に沿った防災対策を記載しております。守谷市では災害リスクの高い地域は居住誘導区域外であり、建築禁止などについては各種法令等で規定されております。また、市全体の防災計画については、守谷市国土強靱化計画、守谷市地域防災計画に記載をしております。



ご意見と市の考え方（案）

ご意見

医療・介護施設を駅前に誘導するには、市での建設や補助金制度などの積極的な誘導施策が必要だと考える。

市の考え方（案）

一部修正します。

本計画において医療施設（病院等）は誘導施設として設定しており、介護施設は市内全域にあることが望ましいため設定を行っておりません。

市による医療・介護施設の建設計画はありませんが、都市機能を誘導するための補助金制度の検討について記載します。



ご意見に係る修正案

市民の皆様から頂いたご意見により、下記の赤字部分を修正しました。その他については変更しておりません。

第6章 誘導施策

2. 誘導施策の設定内容

(2) 誘導施策の内容

前項で挙げた各施策の内容は以下のとおりです。今後、これらの施策を展開していくことによって、まちづくり方針の実現を目指します。

1) 都市機能誘導に係る施策

都市1 届出・勧告制度などによる都市機能の誘導

- 誘導施設を区域外に建築する場合は届出の対象とし、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告を行います。
- 都市機能誘導区域内で土地の取得が困難である場合については、土地の取得あつせんなどの必要な措置を講じます。
- 誘導施設の建築などに対する補助金制度について検討を行います。



説明は以上です